

かすみがうら市消費生活センター

くらしのほっと通信



ほっとクン

かすみがうら市消費生活センターでは市民の方を対象に、商品やサービスの契約・解約のトラブル、商品の危険・安全性、多重債務など、消費生活に関する相談や市民の皆様からの情報提供を受け付けています。

これからの社会を担う若者を対象に新春1月～3月まで

若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン月間

就職や進学など生活環境が変わる時期を迎える若者は悪質商法などの消費者被害に遭いやすいので、気をつけましょう！



ギャンブルにはそれぞれ年齢制限があるので気をつけましょう！

ちょっとしたビギナーズラックに注意しましょう！

周囲にギャンブルなどをしているときの様子に変化がみられる方はいませんか？



ギャンブル依存症とは

- 自分でコントロールできなくなる精神疾患の一つです。
- 誰でも陥ってしまうおそれがあります。
- 日常生活や社会生活に支障を生じることがあります。

～ギャンブルは「適度に」たしなみましよう～

「のめり込み」にはご注意ください！！

わかっているのにやめられない！それはギャンブル依存症のサインでは？

ギャンブル等にのめり込むと気合や根性では抜け出せなくなります。

借金の問題、うつ病の発症等健康問題さらに自殺等社会問題を引き起こすこともあります。

気になること、何か相談してみたいことがある時には「消費生活センター」へ

ご相談したい内容に応じて各専用窓口を案内いたします。

消費者ほっとライン188のご案内

「市の消費生活センターに連絡したいが、今日は休みだ」そのような時は **188** へ、開所しているどこかの消費生活センターにつながります。それ以外は下記にご連絡ください。

かすみがうら市消費生活相談のご案内

消費生活センター

所在地

- 本所 かすみがうら市役所霞ヶ浦庁舎内 (大和田 562)
- 出張相談所 勤労青少年ホーム内 (稲吉 2-6-25)

相談日

- 本所相談日 月・火・木・金
- 出張相談日 水・木・金 (不在の場合もあります) (祝日・年末年始を除く)

相談時間

午前9時から正午 午後1時から午後4時まで

電話

0299-59-2111・029-897-1111 (どちらでも可)
※来所される方は、事前に電話にてご連絡くださいますようお願いいたします。

休館日の情報は電話やホームページでもご確認できます。

かすみがうら市消費生活センター

消費者ホットライン

「188」でも相談先の案内を行っています。(年末年始を除く)

裁判所等公的機関に似た名称や偽大手通販会社からのショートメール・SNS、葉書等で「料金の未払いがある。本日中に連絡がないと法的手続きに移行する」と身に覚えのない連絡。

絶対に、そこに書かれている電話番号へは連絡をしないでください。

「火災保険を使って無料で雨どいの修理ができる」という業者の勧誘。

自然災害で壊れた家屋の修理は、火災保険給付の対象の場合もあります。加入保険内容の確認をしましょう。業者のいいなりにならず自分で確認しましょう。また、「無料」の言葉を鵜呑みにしないで、本当に必要な工事なのか検討しましょう。

「電話代・電気代が安くなる」と大手通信会社名での勧誘。届いた書面は別業者名だった。

何がどう安くなるのか、内容のよく分からない契約は、直ぐに返事をせず連絡先を聞きましょう。確認したいことがあるときは何度でも業者によく確かめ、家族にも相談しましょう。

「平成から年号が変わる。天皇陛下、皇后陛下、皇室のアルバムを買わないか」と強引な電話勧誘。断ったと思っていたが、後日宅配業者により写真集が届いた。

注文や承諾していない商品が届いた時には、受け取りを拒否しましょう。また代金の支払いを求められたときは家族等に確認してから払いましょう。

※受け取り拒否をしても宅配業者に迷惑がかかることはありません。

「注文していない荷物は受け取らない」ように注意しましょう!!



第14回 かすみがうら祭において 架空請求についてのアンケート調査を実施いたしました。

かすみがうら市消費生活センターには昨年春ごろから「総合消費料金の未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれた、商品が特定出来ない架空請求についてのハガキ、封書または携帯電話等のメールが届いたという情報が多数寄せられています。また「動画サイトの未納料金は通販サイトのギフト券をコンビニで購入して支払ってください」などの請求手口についてはテレビ、ラジオ等の報道でご存じの方も多いと思われませんが、このような事案が多く発生していることを踏まえアンケートを実施、10歳代~80歳代 130名の方からご協力をいただきました。

その結果、回答いただいた **70パーセント以上の方が架空請求を受けたことがある** と回答。その内の40パーセントの方は家族や警察に相談したとの事でした。回答者の多くは架空請求を見破り請求を無視して被害に遭うことはありませんでした。なかには相手に連絡してしまったという回答もあり、その方々のその後の対処方法については結果が気になるところとなりました。

架空請求について これだけは覚えておいてください!!

- ① 実在する公的機関・通販事業者はショートメールや葉書等(だれの目にも見えるような状態)で請求することはない。届いた書面やショートメールに記載されている電話番号(偽電話番号)には絶対かけない。
- ② 電話をかけてしまっても正当な理由がない請求には絶対応じない。
- ③ 一度払うと次々名目を変えて請求が続きます。

心配な時は、市の消費生活センター、消費者ホットライン(188)、警察相談専用電話(#9110)へ相談してください。

ちょっとした気配り、目配りで消費者被害を未然に防ぐことができます。地域全体の見守りを心がけ、消費者被害をなくして行きましょう。

アンケート調査にご協力いただいた「かすみがうら市消費者友の会」は、消費者被害防止啓発活動の他、一人暮らしの高齢の方が悪質業者の餌食にならないよう、身近に起こった出来事の情報収集や、消費生活全般の勉強会などに取り組んでいる団体です。ご協力ありがとうございました。

